

明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

2000年5月29日制定

2000年度規程第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 学校法人明治大学（以下「本法人」という。）及びその設置学校（以下「本学」と総称する。）は、建学の精神（権利自由・独立自治）に立脚し、日本国憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、労働施策総合推進法等に掲げる人権尊重と両性の平等の精神に則り、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学の構成員の快適な教育研究・学修及び労働環境の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「キャンパス・ハラスメント」とは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手側を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって相手側の人権を侵害し、教育研究・学修及び労働環境を悪化させることをいう。

2 前項の内容については、第5条に規定する指針（ガイドライン）において具体的に例示して、学内に周知するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学における学生（委託学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び交換留学生を含む。）・生徒、教職員（嘱託職員等を含む。）及び本学が受け入れた研究者、学生・生徒の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者（以下「本学の構成員」という。）に適用する。

(責務)

第4条 本学は、第1条の目的を達成するため、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、万一、キャンパス・ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 本学の構成員のうち、役職者・管理職等、教職員等を監督する地位にある者及び学級担任・指導教員等、学生・生徒等を教育指導する立場にある者は、日常の指導等により、キャンパス・ハラスメントが起こらないよう

注意を促すとともに、万一、キャンパス・ハラスメントが発生した場合には、この規程に基づき、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 3 本学の構成員は、次条第1項の指針（ガイドライン）の定めるところにより、キャンパス・ハラスメントをしないように注意しなければならない。
（本学の構成員に対する指針及び啓発）

第5条 本学は、キャンパス・ハラスメントを防止し、及び排除するために本学の構成員が認識すべき事項並びにキャンパス・ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、指針（ガイドライン）を定めるものとする。

- 2 本学は、前項の指針（ガイドライン）を本学の構成員に対し周知徹底し、啓発指導を行うものとする。

第2章 キャンパス・ハラスメント対策委員会・相談員

（キャンパス・ハラスメント対策委員会の設置）

第6条 本学のキャンパス・ハラスメントに対処するため、明治大学人権委員会規程（1999年度規程第4号。以下「人権委員会規程」という。）第7条の規定に基づき、キャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

（対策委員会の任務）

第7条 対策委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する申出及び相談（以下「ハラスメント相談」という。）に関する調査、救済、教育等の必要な対応並びにそれらに関する事項の人権委員会委員長（以下「人権委員長」という。）への報告
- (2) 別に定めるキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）設置についての人権委員長への要請
- (3) キャンパス・ハラスメント対策に関する指針（ガイドライン）の作成及び整備
- (4) 理事長、学長及び人権委員長から諮問された事項についての調査及び報告
- (5) その他キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項
（対策委員）

第8条 対策委員会は、次に掲げる委員（以下「対策委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学内委員

ア 各学部、大学院及び専門職大学院の専任教員のうちから学長が指名する者

20名以内

イ 高等学校長兼中学校長が指名する教諭	1名
ウ 総務担当常勤理事が指名する専任職員	3名
エ 人権委員会から選出された者	2名
(2) 学内外の有識者	5名以内

計 31名以内

2 前項第2号の委員は、人権委員長が理事長及び学長と協議の上、任命する。

(対策委員の任期)

第9条 対策委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の対策委員は、再任されることができる。

(対策委員長及び対策副委員長)

第10条 対策委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 対策委員会の委員長（以下「対策委員長」という。）は、委員の互選により選任し、理事会において任命する。

3 対策委員会の副委員長（以下「対策副委員長」という。）は、委員のうちから対策委員長が指名し、理事会において任命する。

4 対策委員長及び対策副委員長の任期は、1年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

5 対策委員長及び対策副委員長は、再任されることができる。

6 対策委員長は、第7条各号に掲げる任務を統括するとともに、対策委員会を主宰し、必要に応じて第12条の相談員との連絡、調整及び指示を行う。

7 対策委員長及び対策副委員長は、任期満了の後であっても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

8 対策副委員長は、対策委員長を補佐し、対策委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

(対策委員会の会議)

第11条 対策委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、対策委員長の決するところによる。

(相談員)

第12条 次の各号に掲げる者のうちから、対策委員長が選任するものは、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）となり、

ハラスメント相談に応じるものとする。

- (1) 対策委員又は対策委員経験者
- (2) 人権委員会委員
- (3) 人権教育・啓発専門委員会委員
- (4) その他学内外の有識者

第3章 ハラスメント相談

(ハラスメント相談の窓口)

第13条 対策委員会に対し、ハラスメント相談を申し出る窓口は、キャンパス・ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）とする。

(ハラスメント相談の方法)

第14条 ハラスメント相談をするには、相談者が、所定の相談申込票に氏名、所属、連絡先及び相談内容を記入のうえ、来室、電子メール又は郵送の方法によって、相談室に申し込むものとする。ただし、第5条の指針（ガイドライン）において、相談できないこととしている事項について、ハラスメント相談をすることはできない。

(ハラスメント相談の対応)

第15条 相談室において相談申込票を受理した場合、インテーク（初回面談）を行い、相談内容を整理したうえで、速やかに対策委員長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた対策委員長は、当該事案がキャンパス・ハラスメントに該当すると判断した場合、当該事案に適切な相談員を第12条に規定する相談員のうちから選任し、事案の対処に当たらせるものとする。ただし、相談者の所属学部、所属部署その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）における対応が適切と判断した場合は、対策委員長から関係機関等の長（以下、「関係機関長」という。）に対応を要請するものとする。
- 3 相談員は、主として関係調整を目的として、相談者、相手方及び関係者に対して、聴き取り調査等必要な調査を面談で行い、その際には対策委員長と連携して進めるものとする。
- 4 相談員は、前項の面談において、相談者、相手方及び関係者に対して、適切な助言、救済、指導、教育、勧告等の対応を行うものとする。
- 5 相談員は、ハラスメント相談の内容及びその対応等について相談記録を作成し、対策委員長に報告しなければならない。
- 6 前項の規定により、報告を受けた対策委員長は、次に掲げる事項の要否を決定する。
 - (1) 関係機関等への当該事案に係る情報共有及び対応の要請に関すること
 - (2) 当該事案の事実確認に関すること

(3) 当該事案に対する懲戒処分等の適切な措置に関すること

7 対策委員長は、前項第1号の事項に関する決定に基づき、必要に応じて関係機関長に対して、助言、勧告、要請等を行うものとする。

8 対策委員である相談員が、その任期中にハラスメント相談の対応が終了しない場合には、第12条第1号に定める対策委員経験者として継続して当該相談にあたる。

(緊急措置)

第16条 対策委員長は、前条第5項の規定による報告に基づき、当該事案の相談者、相手方又は関係者への緊急の措置が必要と判断した場合には、安全確保のための緊急措置を実施するよう関係機関長に要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、緊急措置を実施した場合は、関係機関長はその旨を対策委員長に報告する。

(調査委員会の設置要請)

第17条 対策委員長は、第15条第6項の規定による決定に基づき、必要に応じて対策委員会を招集し、第7条第2号に規定する要請の要否を決定する。

2 前項の規定により、対策委員会において調査委員会の設置要請を行うことを決定した場合、対策委員長は、人権委員長に対し、調査委員会の設置について要請する。

(調査委員会)

第18条 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 ハラスメント相談に係る義務等

(ハラスメント相談及び調査への協力義務)

第19条 対策委員長は、当該事案の事実確認、調査、助言、救済、指導、教育、勧告等の実施に必要な範囲内で、当該事案の相談者、相手方及び関係者に対し、面談への出席、関係資料の提出等、必要な協力を求めることができる。この場合において、当該協力を求められた者は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

2 前項のほか、対策委員長は、当該事案の事実確認、調査、助言、救済、指導、教育、勧告等の実施に必要な事項について、関係機関長に対し協力を要請できるものとし、当該要請を受けた関係機関等は、所管業務に支障のない限り、これに応じなければならない。

(守秘義務)

第20条 人権委員会委員、対策委員、相談員及び事務担当者は、職務の遂行に当たっては、当該関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重

するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 当該事案の相談者、相手方及び関係者は、当該事案にかかわることにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該事案が終了した後も同様とする。

(相談及び調査等妨害の禁止)

第21条 本学の構成員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 相談者が相談室に相談することを妨げる行為
- (2) 相談内容に関する証拠の毀損、隠匿及び改ざん並びに調査における虚偽の答弁及び事実の隠匿、その他調査の妨げとなる行為
- (3) 相談者及び関係者の特定を試みる行為

(虚偽の申出及び証言の禁止)

第22条 当該事案の相談者、相手方及び関係者は、不当の利益を得る目的、相手方を誹謗中傷する目的、その他不当な目的をもって、虚偽の申出及び証言を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 本学の構成員は、キャンパス・ハラスメントに対する相談の申出、当該事案に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(措置)

第24条 本法人は、前4条の規定に違反した者に対して、校規等に基づき、適切な措置を講じる。

(ハラスメント相談に係る書類等の保管)

第25条 ハラスメント相談において作成された記録その他の関係書類(電磁的記録を含む。)については、次条に規定する事務局において、厳重な管理の下に保管しなければならない。

第5章 雑則

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第27条 この規程を改廃するときは、人権委員会の議を経なければならない。

附 則 (2000年度規程第3号)

この規程は、2000年(平成12年)5月30日から施行する。

(通達第1063号)

附 則（２０００年度規程第２１号）

この規程は、２００１年（平成１３年）４月１日から施行する。

（通達第１１０４号）（注 事務機構改善に伴う別表の改正）

附 則（２００２年度規程第２１号）

（施行期日）

- 1 この規程は、２００３年（平成１５年）４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に廃止前の制度により継続採用の取扱いを受けている教務助手補及び実験助手補に係るこの規程の適用については、なお従前の例による。

（通達第１２０３号）（注 教務助手補及び実験助手補制度の廃止に伴う改正）

附 則（２００５年度規程第２５号）

（施行期日）

- 1 この規程は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第８条第１項第１号アの対策委員会委員のうち、学長が指名する５名については、第９条第１項本文の規定にかかわらず、その任期を３年とする。
（要綱の廃止）

- 3 セクシュアル・ハラスメント対策委員会及びセクシュアル・ハラスメント審査会に関する要綱（２０００年度例規第６号）は、廃止する。

（通達第１４３９号）（注 学内の人権及びハラスメント問題に対処する組織を統合することに伴う改正）

附 則（２００７年度規程第３号）

この規程は、２００７年（平成１９年）４月１９日から施行する。

（通達第１５３５号）（注 短期大学の学生募集停止等による短期大学にかかわる部分の削除に伴う改正）

附 則（２００７年度規程第２１号）

この規程は、２００７年（平成１９年）９月１０日から施行する。

（通達第１５６２号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（２００８年度規程第２４号）

（施行期日）

- 1 この規程は、２００８年（平成２０年）７月１７日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 この規程の施行後、改正後の第８条第１項第１号アの規定により最初に増員される対策委員会委員（次項において「新委員」という。）

の任期については、第9条第1項本文の規定にかかわらず、2010年（平成22年）3月31日までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、新委員のうち、学長が指名する2名については、第9条第1項本文の規定にかかわらず、その任期を2009年（平成21年）3月31日までとする。

（通達第1719号）（注 対策委員会委員を増員することに伴う改正）

附 則（2008年度規程第41号）

この規程は、2008年（平成20年）12月4日から施行し、改正後の規定は、同年9月16日から適用する。

（通達第1757号）（注 事務機構第一次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009年度規程第7号）

この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2012年度規程第40号）

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（通達第2142号）（注 中野キャンパスに係る部署の新設に伴う改正）

附 則（2017年度規程第2号）

この規程は、2017年（平成29年）4月19日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

（通達第2460号）（注 事務組織改善による部署名称の変更に伴う改正）

附 則（2017年度規程第43号）

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

（通達第2545号）（注 対策委員会委員の増員、相談員及び審査会委員の選任対象範囲の拡大等に伴う改正）

附 則（2020年度規程第35号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

（通達第2768号）（注 キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置等に伴う改正）

附 則（2023年度規程第45号）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

（通達第2993号）（注 相談体制の整備、調査委員会に関する規定の削除及び用語の整理等に関する改正）